

議案第 110号

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により、令和 2 年 4 月 1 日付けで中播農業共済事務組合の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第 290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月29日

西脇市長 片 山 象 三

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約（昭和30年兵庫県告示第 197号の12）の一部を次のように改正する。

別表第1号表中「、中播農業共済事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。